

保育料、副食費について（保育認定）

保育園を利用した際の負担額は下記のとおりです。

認定区分	保育料	副食費
2号（3～5歳児）	無料	村内保育園は4,500円 ※1
3号（0～2歳児）	下記「保育料（利用者負担額）基準額表」を参照	保育料に含む

※1 副食費免除対象者・・・市町村民税所得割額57,700円未満の児童

【保育料（利用者負担額）基準額表】

各月初日の教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額) (3歳未満)		
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯		0円	0円	
第3階層		48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税世帯含む)	一般	9,000円	8,800円
			母子世帯等	4,000円	3,900円
第4階層	市町村民税	48,600円以上 77,101円未満	一般	13,500円	13,200円
			母子世帯等	6,750円	6,600円
		77,101円以上 97,000円未満	13,500円	13,200円	
第5階層	所得割額	97,000円以上 169,000円未満	20,000円	19,600円	
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	27,000円	26,500円	
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	32,000円	31,400円	
第8階層		397,000円以上	32,000円	31,400円	

※表中の年齢は、毎年度4月1日時点での年齢です。

※階層区分は、父母の市町村民税の合算額によって決定します。（祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。）ただし、市町村民税額は住宅借入金等の特別控除適用前の額で計算します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期になります。（4月分から8月分までは、前年度の市町村民税で、9月分から翌年3月分までは、当年度の市町村民税により算定します。）

※0歳から小学校就学前(年長クラス)までの間に入園中の兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※住民税所得割 57,700 円未満の世帯は、同時入所を問わず年齢の高い順に 2 番目の児童は半額、3 番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割 77,101 円未満のひとり親世帯等に該当する場合、第 2 子以降の児童は無料になります。

※熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、保育料が無料となります（第7階層、第8階層の世帯を除きます。）。